

労働者代表選挙について改めて考えよう！

労働者代表選挙とは？

労働者代表選挙とは何のために行われているのでしょうか。各事業所において、パート・アルバイト社員を含めた全労働者の過半数で組織する労働組合がある場合、その労働組合と使用者（会社）が36協定を締結します。しかし、当該事業所にパート・アルバイト社員を含めた全労働者の過半数で組織する労働組合がない場合、36協定の締結権者（労働者代表）を選出することを明らかにしたうえで投票により選出する必要があります。これが「労働者代表選挙」です。選出方法は投票だけでなく、挙手などによるいわゆる「民主的な手続き」で行うことが一般的です。

労働者代表選挙は、36協定の締結権者を決めるだけでなく、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会の労働者側の委員を選出することも兼ねています。

36協定とは？

36協定は、使用者と労働者の代表とが締結します。「時間外・休日労働に関する協定届」といい、労働基準法第36条の定めにより、使用者は労働者に対し法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働や休日出勤をさせる場合に労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。36協定は正社員だけではなく、パート・アルバイト社員を含めた全労働者に適用されます。

36協定の有効期限は最長でも1年とすることが望ましいという指導方針から、1年に1回選挙が行われています。

「労働者代表」と「職場の過半数を代表するもの」

●労働者代表とは？

- ①労働者の過半数で組織する労働組合が存在する ⇒ その労働組合
- ②労働者の過半数で組織する労働組合が存在しない ⇒ 労働者の過半数を代表するもの

●職場の過半数を代表するものとは？

- ①監督または管理する地位であるものでない ⇒ 指定職などは立候補できない
- ②労働者代表を選出することを明らかにして民主的な方法で選出されたもの

※使用者側の都合で物事が進まないよう考慮する必要があります！

労働者の安全・命を守るために「労働者代表にふさわしい人」を選出する必要があります！

その②につづく⇒